	機械及び装置		
	坑井設備		
	ろ過又は沈でん設備		
	その他の設備		
三			
七			
一二			

備考　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百九十号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第三条の九第三項の規定に基づき、公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二日　国土交通大臣　石井　啓一

公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（削る）	（公募対象施設等の基準） **第三条**　公募対象施設等の基準は、着床式の洋上風力発電施設にあつては、次に掲げるものとする。 一　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）で定める基準に適合すること。 二　規則第三条の九第一項第一号の自然状況その他の条件は、次のイからリまでに定める方法により定めるものとする。 イ　波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、風速、風向等を適切に設定するものとする。

	機械及び装置		
	坑井設備		
	ろ過又は沈でん設備		
	その他の設備		
三			
七			
一二			

備考　［略］

ロ　潮位については、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を考慮して、統計的解析等により港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）第一条第十三号に定める港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。

ハ　当該洋上風力発電施設の安定性、構造部材の断面の破壊（疲労によるものを除く。）等の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。

ニ　構造部材に関する疲労による断面の破壊の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析により設計供用期間（当該洋上風力発電施設の設計にあたり、当該洋上風力発電施設の構造の安定を確保し続けるものとして設定される期間をいい、その設計にあたり、適切に定めるものとする。）中に高頻度で発生する波浪の波高、周期、波向等を適切に設定するものとする。

ホ　津波については、津波の記録又は数値解析をもとに、津波の高さ等を適切に設定するものとする。